

緑豊かでゆとりと潤いのある快適な環境と美しい景観の創造をめざして



日造協ニュース

2017.8月
通巻 第521号

発行：一般社団法人日本造園建設業協会 編集：広報活動部会 <http://www.jalc.or.jp>
 〒113-0033 東京都文京区本郷3-15-2 本郷二村ビル4階 TEL:03-5684-0011 FAX:03-5684-0012



全国事務局連絡会議の冒頭で挨拶する藤巻会長

日造協は7月28日(金)、東京都千代田区紀尾井町の都市計画協会会議室で、平成29年度全国事務局連絡会議を開催した。会議では本部からの依頼事項や情報提供についての説明、質疑応答のほか、総支部・支部の報告等の意見交換を行った。

全国事務局連絡会議は冒頭、藤巻司郎会長があいさつ。「私どもを取り巻く状況は、担い手3法を契機に大きく変化してきたと感じております。しかし、依然として将来的な事業見通しが不透明であり、加えて、若手入職者の減少等の構造的な課題への対応が急務となっており、前途は楽観できない状況にあります。今後も、日造協として、担い手の育成・確保の取組みなどを通じて、造園建設業の持続的な発展と安全で快適な緑豊かな美しい国土環境づくりに、貢献していきたいと思っております。このような中、昨年度は、新たに20社の正会員を迎えることができましたが、今年も、日造協活動の強化に向けて「会員拡大プロジェクト」の推進に取組んで参ります。とは言え、お集まりの事務局の皆様のお力添えがなければ、日造協活動の強化や円滑な展開はもとより、造園業界の発展は望めない、と言っても過言ではありません。皆様の更なるご理解とご協力を、心からお願いする次第です。本日は、長時間にわたりますが、何卒よろしくお願ひいたします」と述べた。

議事では、平成29年度事業の実施について、●担い手3法・人材の育成確保・社会保険未加入対策説明会の開催、●日

造協支部事務局サイトによる情報の共有、●団体保険制度、●造園施工に携わる技術者を対象とした人材育成研修会、●造園用胴ベルト型安全帯の申込状況と価格、販売方法、●各種書籍の発刊予定について、●要望・提言活動の実施等、●全国造園フェスティバルの実施について、●全国造園デザインコンクールの開催、●職長・安全衛生教育講習会の開催・講師の養成、●各資格制度の運営・実施、●「公園・緑地樹木管理」研修会の開催について、●造園CPDのプログラム申請手続き、●冊子「造園建設業における災害復旧活動・復興支援」の活用、●担い手の育成・確保に関わるスケジュールの管理、●女性活躍推進部会の活動報告、●入会促進計画、●海外日本庭園の修復等、●日造協協会活動の活性化、●東日本大震災復興支援本部・現地本部活動報告、●熊本地震対策本部の設置・活動報告、●日造協の年間スケジュールなどについて、説明及び質疑応答を行った。

会議は休憩を挟み、その後、総支部・支部からの報告等を行い閉会した。

また、17時からは、都市センターホテルで懇談会を開催。全国各地からの参加者が交流、意見を交わした。

平成29年度 国土交通大臣表彰

建設事業関係功労 日造協から11氏が受賞



表彰式会場で参加者と記念撮影

国土交通省は7月9日、平成29年度の国土交通大臣表彰受賞者を発表した。

日造協からは11氏が受賞。表彰式は7月10日、東京都千代田区霞が関の国土交通省共用大会議室で行われた。

日造協関係の受賞者は以下の通り。

諸井道雄氏（65）福島県南相馬市
 (株)諸井緑樹園代表取締役
 北田功氏（67）埼玉県所沢市
 (株)植清園代表取締役

本号の主な内容

2面【学会の目・眼・芽】

(公社)日本造園学会会長、東京大学大学院工学系研究科教授 横張 真
 脅威 カ チャンス カ

3面【平成29年度通常総会 講演会】

都市緑地法等の法律改正の概要について

講師：町田誠 國土交通省都市局公園緑地・景観課長より抜粋

4面【ふるさと自慢】兵庫県 吉田恭子(株)中西総合ガーデン

「コウノトリ」100羽目のヒナ巣立つ 生きもの育む農法による豊かな環境

【緑滴】長野県支部 伊藤佑美(有)信州緑地

子どもの成長と共に

樹林

(一社)日本造園建設業協会理事
 東光園緑化(株) 代表取締役社長 田丸 敬三



まもなく開催!「第34回全国都市緑化はちおうじフェア」

去る6月4日に想定来場者数の500万人を大きく上回り、成功裏に閉幕致しました「第33回全国都市緑化よこはまフェア」の記憶の余韻がまだ鮮明に思い浮かばれる中、来月の9月16日(土)より、神奈川県のお隣の東京都八王子市で「第34回全国都市緑化はちおうじフェア」が1ヶ月間の会期で10月15日(日)まで開催されます。

今回のフェアは、平成29年に八王子市が市制100周年を迎えるにあたっての中心的記念事業として開催されることとなりました。八王子市は1889(明治22)年に東京府から東京市(現在の区部)の市制・町村制が施行・発足に次ぎ、1917(大正6)年に2番目に市制を施行されました。

昨年10月には八王子市の市制100周年と記念事業のブランド力を高めるとともに、八王子市の魅力を広く発信していくために八王子市にゆかりのある人たちで「八王子100年応援団」を結成し、応援団長に歌手の北島三郎さん、副団長にはタレントのヒロミさんなどが就任され盛大な発足式が行われました。

今回のフェアの愛称は「みどりの丘の花絵巻はちおうじ2017」、開催テーマは「自然とまちと人を結ぶ『緑の環境調和都市』花とみどりでめぐる『彩り』と『輝き』…見て、学んで、感じよう、はちおうじ…」に決まりました。

また、①参加・体験型の「花とみどり」の学びの場づくり、②訪れた方々へのおもてなしの「花とみどり」によるにぎわいの創出、③次世代に繋げる「花とみどり」の景観形成、の3つの方針を定め、次の100年に向けたメッセージを掲げられました。

メイン会場は1896(明治29)年開園の市内最古で、桜の名所でもある富士森(ふじもり)公園です。園内の野球場や陸上競技場を活用し、野球場をコスモスの花畠に変身させた「スタジアムアートガーデン」、市制100周年を記念し、陸上競技場の100m走路を活用した市民参加による100mの大花壇「八王子100周年アーカイブガーデン」、緑化のスキルアップを目的に市民とガーデンデザイナーが協働で製作するボーダーガーデン「八王子千人同心花壇」(千人同心:江戸幕府の職制の1つ)、また、市内には多くの大学等があり、全国有数の学園都市です。その生徒たち製作による「八王子学生出展ガーデン」などで彩られます。

その他フードフェスティバルや家族皆で楽しめるワークショップなどのイベントも盛りだくさんです。

また、サテライト会場として「西放射線ユーロード」、「道の駅八王子滝山」、「夕やけ小やけふれあいの里」、「南浅川・高尾登山鉄道清瀧駅前」、「片倉つどいの森公園」、「南大沢駅前・由木地区」の6会場と、市内各地の街から花壇のスポット会場で構成され、市民との協働そして交流の場として重きを置いた緑化フェアです。

他にも八王子には、富士山と共にミシュランガイドで三つ星の観光地に選出された天狗信仰の靈山としても有名な高尾山や薬王院、北条氏が築城し日本の百名城にも選出された八王子城跡など自然との調和がある見所が一杯です。

八王子は中世から近世・近代に至るまで東西を走る甲州街道と、川越・桐生・日光など関東北西部、小田原・鎌倉・横浜(浜街道・絹の道)など南西部・南東部を結ぶ街道が交差する交通の要衝で、江戸時代には、甲州街道に15の宿場を配する宿場町として栄えました。

また、江戸時代から養蚕・製糸業で栄えた歴史があります。当時、八王子は生糸の一大集積地であり、「桑都(そうと)」と呼ばれ、地元産だけでなく、山梨、群馬、長野などからも集まり、繁栄の賑わいを見せたそうです。1859(安政6)年の横浜開港をきっかけに、この地で生産された生糸は、絹の道(浜街道)を通じて横浜へ運ばれました。その栄華の社交場として、多摩地域で唯一の花街があります。

しかし、織維業の衰退とともに風前の灯と成りつつありますが、花街の伝統を守るべく、有志が「八王子黒堀に親しむ会」を結成し、また、住民や商店主による「中町地区まちづくり協議会」が申請した、東京都の「江戸東京・街並み情緒回生事業」として補助を受け、黒堀の復元、石畳の舗装、柳の植樹運動などを展開し、風情あふれる花街の姿を、今に伝えています。

浜街道とも呼ばれた絹の道は、関東周辺から集められた生糸を横浜港へ運ぶために作られたまさに「シルクロード」だったのです。

このような歴史を振り返ってみると、緑化フェアが横浜から八王子にバトンタッチされたのは何かのご縁と感じるのは私だけでしょうか…

（株）植藤造園代表取締役

今西康彰氏（61）奈良県大和郡山市

（株）郡山共同園芸代表取締役社長

執行英利氏（63）福岡県久留米市

（株）執行茂寿園代表取締役

別府壽信氏（61）福岡県福岡市

（株）別府梢風園代表取締役社長

西田厚志氏（61）長崎県佐世保市

西田造園土木（株）代表取締役

法定福利費の内訳を明示した標準見積書の活用により、法定福利費の確保を図りましょう！

都市緑地法等の法律改正の概要について

平成 29 年度通常総会

「講演会」 講師：町田誠 国土交通省都市局公園緑地・景観課長より抜粋

日造協は 6 月 23 日(金)、東京都千代田区隼町のホテルグランドアーク半蔵門で、平成 29 年度通常総会を開催(前号既報)。総会後に講演会「都市緑地法等の法律改正の概要について」と題して、町田誠国土交通省都市局公園緑地・景観課長より、ご講演をいただいた。本号では、講演の概要をご紹介します。

近代都市公園の始まり

今回の法改正は、民間の活力やノウハウをいかに公園で發揮していただくかがポイントの一つになっています。

私は、公園を専門としている方々に公園の話をする際、民間施設と一緒にスタートしたものだと紹介しています。

明治 6 年の太政官布達が近代公園制度の始まりです。景勝地や旧跡などで税をかけられない場所(高外除地)を今後多くの人が楽しむことができる「公園」とすることが出来るようになりますので、要望があれば府県は場所を選定、現況を調査し、大蔵省に申請しなさいという内容です。

偏った見方をすると、財政が厳しい中、国が管理しなければならなくなるような土地を、これを「公園」として、府県に委ねようとしたとも言えます。

実際に太政官布達で開設された各地の公園の中には料亭などがあり、例えば東京では、料亭などを建てさせるだけでなく、土地や建物を貸したり、園芸事業をしたり、施設の使用料を徴収したりで、戦前まで人件費も含め税金を使わず、公園の整備と管理をしていました。まさに公園緑地の経営ということになります。

しかし、太政官布達の公園以前に「公園」がなかったかというとそうではありません。南湖公園や飛鳥山公園など、江戸時代の名君が、民衆が楽しめる場所をつくり、公園として現在まで残っている

ものもあります。

また、開港とともに「山手公園」ができ、その後、日本人とともに楽しめる場所と「横浜(彼我)公園」ができました。時代のニーズに応じて、「公園」がつくられてきました。

都市公園・緑地等の現在

公園緑地行政が誕生し、どのような政策により、どのような公園緑地がどれだけ生まれたかを示したものが、自作の試作品ではありますが、図 1 です。

都市公園は、太政官布達に始まり、「都市公園等整備緊急措置法」以降に多くが整備され、140 年の歴史があります。

その下にあるのが、公園と同じくらいの量がある民有の緑地を保全する制度などで、約 50 年前から、いろいろな制度を設けてきたことがわかります。

一番下は約 100 年前からの風致地区で、緑地とは異なり、いわば緑の多い市街地ですが、相当な量です。

この図から、都市公園以外でも、民間の緑地を保全する取組が長年行われ、かなりの量が存在することが判るかと思います。様々な制度による緑のプロポーションとして概括して頂きたいと思います。

図 2(省略)は、都市公園の事業費と整備実績(面積)です。事業費は、平成 7 年の 1 兆 2,600 億円がピークで、近年はその半分以下ですが、この数年微増しています。こうした結果、都市公園

の面積は増え続け、平成 27 年で 12 万 4,125ha あり、一人当たり面積は 10.3 m² となっています。

図 3 は、海外主要都市との比較です。増え続けていたとしても、こうして比べてみると日本の現状は、まだ少ないとわかります。ウィーンと東京を地図でみると、それなりに緑が保たれているように思える東京ですが、ずいぶん少ないことがわかります。

しかし、少ないといっても、12 万 4,000ha は、東京 23 区と川崎市、横浜市を合せた面積で、全国の小中高大学が全部入ってしまう位の面積です。この量を直感的に理解するのは難しく、一人当たりの概念に戻りますが、赤ちゃんから高齢の方まで全国民が一斉に 6 豊大のレジャーシートを同時に敷ける面積です。家という家、すべてのオフィスビル、商業施設などから一人も人が居なくなる、そういう面積(ストック)です。

これから私たちはこれだけある公園のストックをきちんと保っていかなければなりません。それが一番のポイントです。

これを今までのようにほぼ税金のみでやっていくのか、もっといろいろな方々に参加していただいて、身軽になる、また、公園としてのサービスを高めていくことを考えていくのか、ということです。

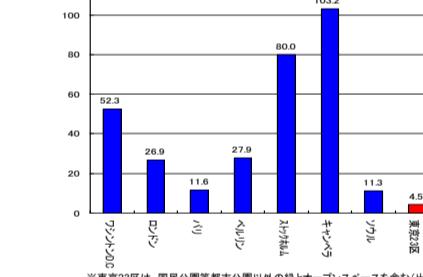
一方、民有地の緑地が増えてきている実情がわかるのが、東京都のデータです。公開空地や屋上緑化などの民間建築敷地における緑地は、この 13 年間で約 321ha で、同時期に整備された 23 区内の都市公園約 363ha に匹敵する面積です。23 区や東京都は一生懸命に都市公園を整備しており、少ない数字ではありませんが、同じく民有地の緑地が民間建築敷地内に民間セクターの手によって、つくられているのです。

より活用される空間づくり

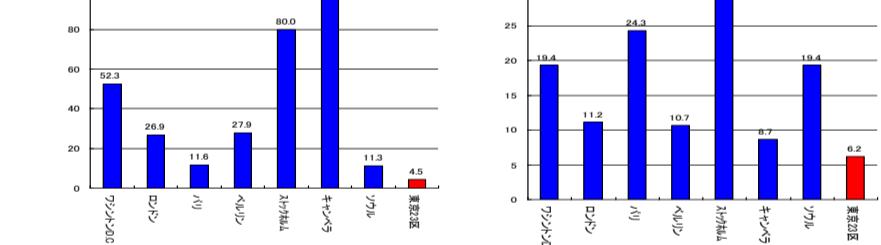
公共や民間の公園緑地の現状を踏まえ、公園をもっと活用するにはどうしたらいいかを考えた際に、海外の「広場」の発想や「PARK ESTATE AGENCY」(公園不動産業)といったくらいのセンスも必要なのではないかと思い始めるように

○日本の公園整備水準は、海外の主要都市と比較すると未だ一人当たり公園面積、公園面積率ともに低水準に留まっている

一人当たり公園面積(m²/人)



公園面積率(%)



○東京 23 区とウィーンを比較した場合、東京 23 区の公園面積はウィーンの約 1/3 程度



図 3 都市公園等の整備状況

都市の公園緑地をめぐる、旧来の公私との主体の峻別の論理を越え、両者が相互浸潤的に一体となるなかで、量と質の両面において公園緑地の充実を図ろうというのが、今般の制度改革の底流にある発想といえる。

それはすなわち、ランドスケープ分野のドメインに、新たな主体が参入していくことを意味するものであり、ランドスケープ分野の論理が、都市全体へと浸潤する可能性をも意味するものである。

旧来の殻に閉じこもれば、次第に新勢力に浸潤されドメインを失う。あえて打って出れば、ドメイン拡大につながるかもしれない。

ランドスケープ分野にとっては、脅威にもチャンスにもなり得る時代の到

来というわけだ。

では、打って出る選択をする際に求められる資質は何か。それは、都市全体を俯瞰するなかで、自らを相対化してとらえる視点だろう。

ランドスケープを専門とするからといって、ただ闇雲に緑化を唱えたのでは社会の信頼は得られない。

都市環境を包括的にとらえるなかで自らの立ち位置を見極め、るべきランドスケープのあり方をアドバティブに考える。場合によっては、得意技を自ら否定する。

そうした視点を持ち得たとき、ランドスケープ分野はじめて社会から正当な認知を得られるのではないだろうか。

隙あらば緑を植えてしまえという発想は、とっくに時代遅れになっている。

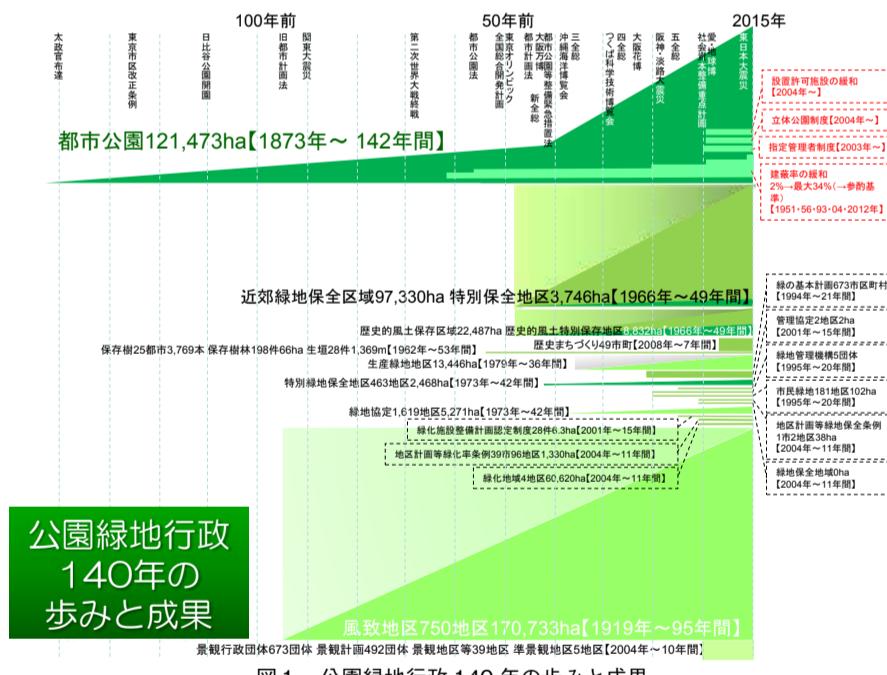


図 1 公園緑地行政 140 年の歩みと成果

学会の目・眼・芽 第 85 回

脅威かチャンスか

(公社) 日本造園学会会長、東京大学大学院工学系研究科教授 横張 真

日本の社会は、空間に引いた線には寛容な場合が多い。都市計画法が、いわゆる「線引き」により区域区分をしても、市街化区域内に農地が残り、市街化調整区域内に都市開発が進行するのは、こうした事情を象徴するものといえる。

一方、主体(人や組織)は厳格に区分する。農地法のもと、農家と非農家を峻別し、農家が農地を所有する権利を厚く保護してきたことに、主体に引いた線を厳格に運用する日本社会の特性が認められる。



しかし、今般の都市公園法や都市緑

地法の改正をみると、こうしたこれまでの日本社会の有り様とは、やや異なる制度の方向性が認められる。

従来、都市公園は「公」の領域にあるものとして、設置から管理に至るまで、原則として「私」が介入することを歓迎してこなかった。

しかし、今回の制度改革のもとでは、企業による公園内での営利活動を認めたり、公園管理に企業が積極的につかわることを促そうとしている。

他方、民有地が公的な緑地として提供される場合には、その土地にかかる税金を減免する措置が講じができるようになつた。

都市緑地法

緑地・広場空間の創出

緑地の保全

○地域地区、地区計画による緑地保全

- ・緑地保全地域（届出制）
- ・特別緑地保全地区（許可制）
 - ・管理協定：地方公共団体等が特別緑地保全地区等内の民有緑地を管理
 - ・地区計画等緑地保全条例（許可制）

○市民緑地

- 地方公共団体等が民有の緑地を借りて保全・公開

○市民公開緑地設置管理計画の認定制度の創設

- ・民間主体が、市町村長の計画認定を受け、緑化重点地区内で住民利用に供する緑地を設置・管理
- 税制）緑地保全・緑化推進法人が設置管理する市民緑地の敷地に係る固定資産税・都市計画税の軽減（3年間 原則1/3軽減（1/2～1/6条例で規定））

○緑地協定 住民同士の自主ルールによる保全・緑化

- 緑地管理機構 ⇒ 緑地保全・緑化推進法人
 - ・民間会社も指定可能、指定権者を市町村長に変更

○緑化地域、地区計画の緑化規制

- 緑化率（緑化施設面積の敷地面積に対する割合）の最低限度を定める
 - ・最低限度の基準の強化（上限を一律25%）

緑化（緑地の創出）

民による広場空間の創出、空き地の活用策

企業のCSR活動、NPOの取組を推進

なりました。

直近で2つの自治体に出向し、公園の現場を目の当たりにしましたが、公園を活用するということより、立場的に守りに入ってしまい、新しい取り組みが少ない（行われない）のが現状と強く感じました。

文化や制度的な違いもありますが、海外の都市に存在する有名な広場「カンボ広場」「マヨール広場」「グラン=プラス」などの画像を見ていると、その場に身を置きたいという動機で、何十万円ものお金と時間をつけて出掛けていくということがよく理解されます。海外から日本に年間2,400万人の方々が来られていますが、日本の美しい都市空間に来てみたかったからと言う人がどれだけ居るでしょうか。こうした観点を含めて、日本の都市空間や公共空間の魅力付け、観光や経済活動に役立つ公園、真に豊かな都市生活空間・時間の実現が考えられていいと思います。

河川・道路の空間利用が進む

平成22年の「国土交通省成長戦略」の中で、道路、河川、公園で制度の現状と公共空間の商業的利用上の課題が整理されています。道路や河川はその性格上、制約や規制が厳しいのは致し方ないですが、公園は冒頭に話したようにそもそも料亭があったり、法令上の規制が少なく、制度の活用が周知されていない現状が示され、運用・実務上の問題と整理されました。

道路や河川では、これを契機に空間利用を可能にする制度改正を行い、隅田川河川区域に民間のカフェができたり、道路でもオープンカフェが土日に開かれ、その後も全国各地で、さまざまな空間の活用が進んでいます。

公園は？というと、もともと規制が厳しくなかったので、運用上の問題と整理しましたが、こうした活用が進められるということはありませんでした。公園には、施設の設置管理許可という仕組みがあり、指定管理者制度も多く導入され、いろいろな活用が進められる素地があるのに、です。

それでも、東京都の一例ですが、上野恩賜公園の竹の台のリニューアル（広場化）に当たって、民営のレストランやカフェが新設されています。利用者に好評で売上も好調です。また、「公共財産の目的外使用」と整理していた飲食ビルが



リニューアルに当たって民営のカフェを整備（東京都立上野恩賜公園）

都市公園法

都市公園の再生・活性化

都市公園の整備

○設置基準 ・都市公園の配置・規模の技術的基準

- ・公園施設の設置基準（建蔽率は原則2%）

○民間等による公園施設の設置

- 〔園路・広場、植栽・花壇、休憩所、遊戯施設、運動施設、動物園等、売店、駐車場等〕

- ・管理者の許可、設置期間は10年以内

- ・PFI法による公園施設は30年以内で設定可

公募選定制度の創設

- ・公募設置管理計画の認定（有効期間は20年以内）

- ・認定期間内の許可更新の保証、建蔽率の緩和等

- ・施設整備費用の資金を貸し付ける地方公共団体への貸付け

【都市開発資金法】

民間の意欲・投資を
生かした公園再生

都市公園の管理

○管理基準 ・都市公園の維持・点検の技術的基準を策定

➡ 公園の老朽化対策

○協議会 ・公園管理者は公園運営協議会を組織できる

○公園施設以外の施設等の占用 〔ライフライン、地下駐車場等、仮設工作物等〕

- ・管理者の許可、占用期間は10年以内

・保育所等の社会福祉施設（通所利用）を追加

➡ 全国的な待機児童対策

※国家戦略特区特例の全国措置化（内閣府と共同）

都市緑地法等の一部改正

都市緑地法

緑の基本計画

(目標・方針)

- ・都市公園の整備の方針その他緑地の保全・緑化の推進の方針等

・都市公園の管理の方針を追加

➡ マスタープランに管理概念を導入、都市公園ストックの計画的保全・再編を推進

(緑地保全施策)

- ・特別緑地保全地区等 / その他の緑地保全重点地区 / 生産緑地地区

※緑地の定義に農地を明記

➡ 農地を都市の緑地政策体系上に位置付け、多様な手法により保全

(緑化推進施策) ・緑化地域 / その他の緑化重点地区

市町村の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

都市公園の 再生・活性化

緑地・広場 空間の創出

都市農地の 保全・活用

生産緑地法等が今年4月に改正され、多くの部分が6月に施行されました。

都市公園法

都市公園法は、収益を上げる施設の導入手続を定め、収益を公園の再整備などに還元する仕組みが作っています。設置する収益施設（飲食や物販はじめ）、賃料や、再整備の内容などの提案をいただいて、一番良い案を選び、設置管理許可の期間を実質的に長くしたり、建蔽率を緩和するなども行える、というものです。民間のビジネスチャンスでもあり、利用者のサービスの向上でもあります。都市の広場的な利用を促進する、と言っても良いと思います。

すでに、大阪の天王寺公園のエントランス（てんしば）は民間企業が自己資金で芝生広場や飲食物販施設を整備し、20年間の協定締結で管理運営をしていますし、富山市・富岩運河環水公園の世界で一番美しいと言われるスターバックスも有名です。こういう活用がこれからもっと進められると思っています。

国家戦略特区での特例だった保育所等の社会福祉施設の占用も、法改正により全国措置化しています。

都市緑地法

都市緑地法は空き地の活用が原点です。宅地化すれば何でも売れる時代ではなくなり、都市でも遊休地ができています。空き地を行政が買い上げ、整備することも財源面で困難ですし、行政が抱え込むと重荷になってしまったりします。

このため、都道府県知事が社団・財団・NPOを対象に「緑地管理機構」として指定していた制度を、民間企業も対象に追加し、市区町村長が「緑地保全・緑化推進法人」として指定する制度に改め、土地所有者から無償で土地を借り受け、地域の緑地としてこれを開設する際に、所有者の固定資産税や都市計画税の軽減を図り、植栽やベンチなどの施設整備に対しても補助を行えるという制度です。

生産緑地法・都市計画法・建築基準法

都市農地については、4~5年前の社会资本整備審議会でも、都市と農業の共存が示され、一昨年には都市農業振興基本法ができ、昨年は都市農業振興基本計画ができました。

今回の法改正は、生産緑地法で対象としていた500m²以上を300m²以上に引き下げるようになります。これまでより小規模な生産緑地も農地並の課税の適用を可能にする等、身近な農地の安定的な保全を図りながら、生産基盤として、これまで認めてこなかった直売所や農家レストランなどの設置も可能になりました。

また、30年の営農を約束することで農地課税が適用されていますが、期間を経過すると買取り申出が可能になります。平成34年に約8割の生産緑地が申出期を迎えます。農地並みの課税を安定的なものにするために、営農する意志がある限り、生産緑地の指定を10年毎に繰り延べられる「特定生産緑地指定制度」を創設しました。

また、都市計画の用途地域に「田園居住地域」を設け、都市の構成要素として農地を本格的に位置づけました。これは都市緑地法上の話ですが、緑地定義に農地も位置づけ、市町村の公園緑地政策のマスタープランである緑の基本計画にも、原則対象外だった農地を追加し、都市の緑地政策大系に位置づけ、その保全手法の充実を図ることとしています。

このように、公園緑地が都市環境、都市生活をより豊かなものにするための制度の裏付けとして、関連法の改正が4月28日に成立し、6月15日に一部施行をしています。

これから全国の公園で、いろいろな取組が進んでいくと思いますので、注目していただき、公園をいかにいい形で管理運営、経営していくか、豊かな都市生活の実現として供用していくかにご協力いただきたいと思います。

ふるさと
兵庫県

「コウノトリ」100羽目のヒナ巣立つ生きもの育む農法による豊かな環境



名前は知っているし、映像も見たことがあるという方は多いと思います。でも、実際に見たことはありますか？全長約110cm、羽を広げると約2m、すごく大きな鳥です。

私のふるさと兵庫県北部の豊岡市は、そのコウノトリが「当たり前」に、「すぐそこ」にいる土地です。野生で一度絶滅したコウノトリの最後の生息地であった豊岡では、再び自然界に戻すことに取り組んできました。大食漢のコウ

ノトリが生きていくためには、餌となる生きものが豊富にいる環境の再生が必要でした。

◆ その取り組みの一つが「コウノトリ育む農法」です。もともと人里近くにも生息していたコウノトリにとって、田んぼも良い餌場でした。この餌場となる田んぼを再生しようと、地域の多くの農家がこの農法を行っています。農薬をできるだけ減らしながら、田んぼの生き物を増やしていくこの農法は、水管理がすごく特徴的です。

その一つ、オタマジャクシがカエルになるのを待つために、通常6月下旬に行う中干しを7月上旬に遅らせて行います。特定



の日には畔を歩いて飛び出すトノサマガエルの数の確認も行うそうです。

◆ こんな生きものが豊かな、自然にも人に優しい環境でお米が作られています。

どんな味がするか、一度食べてみたくはないですか？日本酒もオススメです。味と一緒に、思いや物語も味わってみてください。

「コウノトリ 育むお米」
(JAたじま)



「コウノトリの贈り物」
(株福光屋)

最初の試験放鳥から13年、今年6月野生コウノトリ100羽目のヒナが巣立ちました。見かけることも多くなり、人の生活のすぐ近くで、コウノトリも生活しています。

こちらに遊びに来られたら、海と山、歴史文化に癒しの温泉と、観光を楽しむ合間に、コウノトリに、何気なく会えるかもしれませんよ。

吉田 恭子 (株)中西総合ガーデン

登録造園基幹技能者講習のお知らせ

本年度の「登録造園基幹技能者講習」の申込受付を開始しました。受講希望の方は、日造協HPにて応募要項を確認の上、所定の書類を本部事務局にお送り下さい。

募集期間は8月1日～各会場開催日の2週間前です。

※本講習は厚生労働省「建設労働者確保育成助成金」の対象となっております。

事務局の動き

【7月】

- 4(火)・広報活動部会
- 5(水)・担い手育成・確保推進部会
- 11(火)・植栽基盤診断士認定委員会試験部会
- 12(水)・建専連と地方整備局との意見交換会（中国ブロック）
- 13(木)・登録造園基幹技能者講習委員会・運営会議
- 20(木)・植栽基盤診断士認定委員会
- 25(火)・担い手3法と人材育成確保、社会保険未加入対策説明会（北海道総支部）
- 26(水)・新規制度等部会
- 27(木)・建専連と国土交通省（本省）との意見交換会・安全部会
- 28(金)・全国事務局連絡会議
- 31(月)・担い手3法と人材育成確保、社会保険未加入対策説明会（長崎県支部）

【8月】

- 3(木)・広報活動部会
- ・若年者ものづくり競技大会～8/5
- 8(火)・造園・環境緑化産業振興会事務局会議
- 9(水)・3級技能検定の実試験課題を用いた人材育成

日程と会場

岡山	10月26日(木)～27日(金) 日建学院岡山校（岡山市） 定員30名
東京	1月25日(木)～26日(金) 中央大学駿河台記念館（千代田区） 定員40名

詳しくは各受給申請窓口までお問い合わせ下さい。

マニュアル作成委員会

10(木)・財政・運営部会

22(火)・公園緑地折下功労賞選考委員会

委員会等の活動

●安全部会

ロープ高所作業特別教育の開催、造園用胴ペルト型安全帯の今後の展開、学校用安全テキストの作成について検討。関東・甲信越支部主催のロープ高所作業特別教育を聴講した。(7/27)

●植栽基盤診断士試験部会

植栽基盤診断士補研修会修了試験の採点、植栽基盤診断士認定試験（学科試験）の問題案の作成を行った。(7/11)

植栽基盤診断士補研修会修了試験の合否判定、植栽基盤診断士認定試験（学科試験）の問題について、審議を行った。(7/20)

●新規制度等部会

公園緑地樹木管理研修会の開催について、検討を行った。(7/26)

●担い手育成・確保推進部会

担い手の育成・確保に関わる年間スケジュールの管理方法、就労環境整備策について、検討を行った。(7/31)

編集後記 6月4日に閉幕したよこはまフェアにつづき9月16日からはちおうじフェアが開催されます。今号は都市緑地法等の法律改正の概要について読み応えのある内容となっています。この機会を会員各社が脅威ではなくチャンスとできるよう進んでいこうではありませんか！



子どもの成長と共に

長野県
伊藤佑美
信州緑地
支部



いくらい上達していました。

娘は週1回のレッスンですが、習い始めて1年が過ぎた辺りから、メキメキと上達しています。今まで聞くことのなかった音楽を聞いたり、ダンスを見たりして、娘と過ごす時間もまた、私の癒しのひと時となっています。

子どもたちの成長を感じ、微力ながら手伝うことが今の私の“趣味”です。これからも子どもたちの趣味、興味について、いろんなことに出会えていたらいいなと思います。

子どもたちが一生懸命プレーしている姿は、見ていて飽きません。野球を知らない私には何のアドバイスもできないので、せめてキャッチボールの相手をしようと思い、グローブを友人から借りて準備したのですが、その頃にはすでに私では物足りない

経験と技術のマメトラ ハンマーナイフモード

草刈りに最適
耐久性・経済性
作業性抜群!!

女性から高齢者まで簡単楽々操作!



MH607B1
(刈幅600mm)



MH708B
(刈幅700mm)

新発売!



MH803G
(刈幅800mm)

ご注文・お問い合わせは…



マメトラ 農機株式会社

〒363-0017 埼玉県桶川市西2-9-37
TEL.048-771-1181 FAX.048-771-1529

ホームページ <http://www.mametora.co.jp/>